

## 東大阪市上下水道局制限付き一般競争入札実施要綱

令和 2 年 3 月 2 5 日

東大阪市上下水道局内規第 上 6 号

東大阪市上下水道局制限付き一般競争入札実施要綱（平成 2 5 年東大阪市上下水道局内規第 上 5 9 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この内規は、本市（水道事業会計に係るものに限る。）が発注する建設工事の請負契約及び建設工事に係る設計業務等委託契約に係る一般競争入札を適正かつ合理的に行うため、入札に参加する者に必要な資格を定めた制限付き一般競争入札制度（以下「本制度」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（対象案件）

第 2 条 本制度の対象となる建設工事及び建設工事に係る設計業務等委託案件（以下「対象案件」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、東大阪市上下水道局建設工事契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）又は東大阪市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認める案件については、この限りでない。

- (1) 建設工事 建設工事の単価契約及び発注予定金額 1 3 0 万円超の建設工事
- (2) 設計委託 建設工事に係る設計業務等委託の単価契約及び発注予定金額 5 0 万円超の建設工事に係る設計業務等委託

（入札参加申請資格）

第 3 条 入札に参加申請する者に必要な資格は、対象案件ごとに次の事項を考慮して定めるものとする。

- (1) 本市の入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (2) 東大阪市上下水道局入札参加停止要綱（令和元年東大阪市上下水道局内規第 共 1 5 号。以下「停止要綱」という。）による入札参加停止期間中でないこと。
- (3) 対象案件と同種の工事又は委託について、対象案件ごとに定める一定の元請施工実績又は元請履行実績があること。

(4) 対象案件に配置予定の現場代理人、主任技術者及び監理技術者又は管理技術者及び照査技術者が適正であること。

(5) その他対象案件について必要な事項

(公告)

第4条 本制度により入札に付するときは、入札参加申請期限の7日前（閉庁日を除く。）までに次の事項を公告するものとする。

(1) 入札に付する事項

(2) 入札に参加する者に必要な事項

(3) 入札参加の申請期間

(4) 契約条項を示す場所及び日時

(5) 入札の場所及び日時

(6) 入札保証金に関する事項

(7) 入札の無効に関する事項

(8) その他入札について必要な事項

(入札参加の申請)

第5条 入札に参加しようとする者は、申請期間中に入札参加申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書提出において、公告で入札参加資格に関する資料の提出を求めたときは、当該資料を添付して申請しなければならない。

3 入札参加資格審査の結果は申請者に通知するものとし、入札参加資格を認めなかった申請者への通知には理由を付するものとする。

(入札に参加できない者)

第6条 次に掲げる者は、対象案件の入札に参加できないものとする。

(1) 入札参加申請書を提出した日から入札時までの間において、新たに停止要綱に基づき入札参加停止となった者

(2) 入札参加申請期限日までに申請しなかった者又は入札参加を認められなかった者

(3) 発注工事に対し適正な技術者の配置ができないと思慮される者

(4) 東大阪市上下水道局公共工事等暴力団対策措置要綱（平成28年東大阪市上下水道局内規第3号）に基づく入札参加除外期間中である者、警察当局から管理者に対し暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして公共工事

からの排除要請があり当該状態が継続している者

- (5) 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、その下請契約関係が不適切であることが明確な者
  - (6) 次のいずれかの関係に該当する者同士
    - (ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある者
    - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の者
    - (ウ) 一方の会社の役員（監査役は含まない。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている者
    - (エ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者
  - (7) 官公需適格組合とその組合員の関係にある者
  - (8) その他特段の事由により、入札に参加することが適当でないと審査委員会で決定した者
- （特定建設工事共同企業体）

第7条 対象案件において特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による参加を認める場合には、各構成員ごとに第3条に規定する入札参加資格を設定することができる。

- 2 共同企業体により申請しようとする者は、第5条に定める入札参加の申請において特定建設工事共同企業体協定書の写しを提出しなければならない。
- 3 申請者が共同企業体である場合において、その構成員の一が第6条に該当するときは当該共同企業体及び当該共同企業体の各構成員は入札に参加できないものとする。
- 4 共同企業体にかかる前各号の規定の他は前各条の例による。

（その他）

第8条 本制度の実施にあたり、この内規に定めのない事項は別に定める。また、この内規により難しい場合は、審査委員会の審議を経て定めるものとする。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。